

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月12日
【四半期会計期間】	第15期 第1四半期（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）
【会社名】	株式会社ワイズテーブルコーポレーション
【英訳名】	Y's table corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 金山 精三郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木四丁目4番8号
【電話番号】	03(5412)0065(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理担当執行役員 武本 尚子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木四丁目4番8号
【電話番号】	03(5412)0065(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理担当執行役員 武本 尚子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期連結 累計期間	第15期 第1四半期連結 累計期間	第14期
会計期間	自 平成24年 3月1日 至 平成24年 5月31日	自 平成25年 3月1日 至 平成25年 5月31日	自 平成24年 3月1日 至 平成25年 2月28日
売上高(千円)	3,349,549	3,421,924	13,538,512
経常利益(千円)	121,210	158,033	310,251
四半期(当期)純利益(千円)	44,919	81,603	512,150
四半期包括利益又は包括利益(千円)	44,725	51,624	479,853
純資産額(千円)	423,931	942,192	882,390
総資産額(千円)	4,721,528	4,661,148	4,565,500
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1,718.35	3,066.77	19,333.00
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	8.6	20.0	19.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第14期及び第15期の第1四半期連結累計期間及び第14期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、現政権の経済政策や金融緩和への期待感から、株価の回復や円安基調等、景気回復の兆しが見えつつも、欧州の財政不安や新興国における景気減速に対する懸念等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

外食産業におきましては、消費マインドに一部回復の動きは見られるものの、一般消費者の低価格志向・節約志向は引き続き根強い。また、競争の激化、「食」の安全・安心に対する社会的関心の高まりに伴い品質管理体制のより一層の強化が要求されるなど、業界内の環境は引き続き厳しい状況にあります。

このような状況の下、当社グループは、既存店舗の販売強化、FC加盟店数の拡大、全社的なコストの見直し等を積極的に推進してまいりました。当連結会計年度におきましては、カジュアルレストラン事業が好調を維持し業績に貢献し、高級レストラン業態も堅調に推移しましたが、店舗閉店に伴うコストの計上等により、売上高は3,421百万円（前年同期比2.2%増加）、営業利益は124百万円（同15.9%減少）、経常利益は158百万円（同30.4%増加）、四半期純利益は81百万円（同81.7%増加）となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメントの状況は次のとおりとなっております。

##### XEXグループ

「XEX」をはじめとする高級レストラン事業でありますXEXグループにつきましては、サービスの強化や販路の拡大、コスト削減等により既存店舗の業績は堅調に推移いたしました。平成25年4月に直営店「The Kitchen Salvatore Cuomo ROPPONGI」を閉店し、それに伴うコストを計上いたしました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の同グループの売上高は1,329百万円（前年同期比2.0%減少）、営業利益は72百万円（同48.6%減少）となりました。なお、店舗数は直営店12店舗、FC店2店舗となりました。

##### カジュアルレストラングループ

カジュアルレストラングループにつきましては、FC店の展開と既存店舗の販売強化を行い、FC店として、平成25年4月に「SALVATORE CUOMO & BAR TENJIN」を出店いたしました。平成25年5月には、従来FC店であった「SALVATORE CUOMO & BAR NISHIARAI」及び「SALVATORE CUOMO & BAR KASHIWA」を譲り受け、直営店といたしました。また、直営店「PIZZA SALVATORE CUOMO SHONANDAI」を平成25年5月に閉店いたしました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の同グループの売上高は2,091百万円（前年同期比5.1%増加）、営業利益は296百万円（同139.6%増加）となりました。また、店舗数は直営店33店舗、FC店30店舗となりました。

##### その他

その他は、不動産賃貸事業等により構成されております。当第1四半期連結累計期間の同グループの売上高は1百万円（前年同期比42.3%減少）、営業損失は1百万円（前年同期は営業損失1百万円）となりました。

#### (2) 財政状態

##### 資産の状態

当第1四半期連結会計期間末における流動資産合計は、前連結会計年度末比124百万円の増加で1,815百万円となりました。これは主として、現金及び預金の増加56百万円、売掛金の増加62百万円によるものであります。固定資産合計は、前連結会計年度末比28百万円の減少で2,846百万円となりました。これは主として、のれんの減少10百万円、敷金及び保証金の増加15百万円、繰延税金資産の減少21百万円、貸倒引当金の増加9百万円によるものであります。この結果、資産合計は前連結会計年度末比95百万円の増加で4,661百万円となりました。

##### 負債の状態

当第1四半期連結会計期間末における流動負債合計は、前連結会計年度末比154百万円の増加で2,358百万円となりました。これは主として、買掛金の増加100百万円、未払金の増加56百万円によるものであります。固定負債合計は、前連結会計年度末比118百万円の減少で1,360百万円となりました。これは主として、長期借入金の減少136百万円によるものであります。この結果、負債合計は前連結会計年度末比35百万円の増加で3,718百万円となりました。

##### 純資産の状態

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末比59百万円の増加で942百万円となりました。これは主として、四半期純利益の計上81百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率は20.0%（前連結会計年度末は19.3%）となりました。

( 3 ) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

( 4 ) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,560
計	70,560

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年7月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,609	26,609	東京証券取引所 マザーズ市場	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	26,609	26,609	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は次のとおりであります。

###### (第7回新株予約権)

決議年月日	平成25年4月17日
新株予約権の数(個)	1,827
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,827 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	157,600 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成25年5月2日 至平成30年5月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 157,600 資本組入額 78,800
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、普通株式の無償割当てまたは資本金の額の減少を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。



$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、時価とは、当該新株の発行または自己株式の処分の払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日における当社普通株式の普通取引終値のいずれか高い金額とする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 本新株予約権の行使の条件は次のとおりである。

- (1) 新株予約権者は、平成26年2月期及び平成27年2月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）において、営業利益がいずれも403百万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に定める関係会社を意味する。以下同じ。）の取締役、監査役、使用人または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (6) 本新株予約権の行使によって付与される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (7) 新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失するものとする。

#### 禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

当社の業務命令による場合または当社の書面による承諾を事前に得ず、当社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

当社または当社との関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないことと取締役会が認めた場合

当社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)4(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成25年5月2日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年5月1日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年3月1日～ 平成25年5月31日	-	26,609	-	830,375	-	858,295

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成25年5月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,609	26,609	
単元未満株式			
発行済株式総数	26,609		
総株主の議決権		26,609	

【自己株式等】

(平成25年5月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	603,206	660,155
売掛金	497,798	559,964
原材料及び貯蔵品	266,459	256,068
繰延税金資産	143,222	129,648
その他	194,624	213,928
貸倒引当金	14,197	4,642
流動資産合計	1,691,113	1,815,124
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,614,265	1,610,102
その他(純額)	183,582	187,176
有形固定資産合計	1,797,848	1,797,278
無形固定資産		
のれん	310,498	299,792
その他	60,260	57,935
無形固定資産合計	370,759	357,727
投資その他の資産		
敷金及び保証金	505,909	521,105
繰延税金資産	176,495	154,647
その他	36,759	38,555
貸倒引当金	13,385	23,290
投資その他の資産合計	705,778	691,017
固定資産合計	2,874,386	2,846,023
資産合計	4,565,500	4,661,148
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	571,583	672,487
短期借入金	647,200	672,200
未払金	579,782	636,653
未払法人税等	24,022	19,188
ポイント引当金	17,195	17,229
株主優待引当金	38,226	26,154
店舗閉鎖損失引当金	26,106	21,000
その他	299,710	293,531
流動負債合計	2,203,828	2,358,445
固定負債		
長期借入金	942,400	805,600
繰延税金負債	5,027	4,859
資産除去債務	365,877	367,049

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
その他	165,977	183,000
固定負債合計	1,479,281	1,360,509
負債合計	3,683,110	3,718,955
純資産の部		
株主資本		
資本金	830,375	830,375
資本剰余金	898,683	898,683
利益剰余金	762,210	680,607
株主資本合計	966,847	1,048,451
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12	0
為替換算調整勘定	84,444	114,436
その他の包括利益累計額合計	84,457	114,436
新株予約権	-	8,177
純資産合計	882,390	942,192
負債純資産合計	4,565,500	4,661,148

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
売上高	3,349,549	3,421,924
売上原価	2,752,355	2,809,146
売上総利益	597,194	612,777
販売費及び一般管理費	449,636	488,713
営業利益	147,557	124,063
営業外収益		
受取利息	112	112
協賛金収入	10,262	4,265
為替差益	11,268	33,878
その他	2,857	7,160
営業外収益合計	24,500	45,416
営業外費用		
支払利息	8,423	11,003
支払手数料	33,301	-
その他	9,123	442
営業外費用合計	50,848	11,446
経常利益	121,210	158,033
特別損失		
固定資産除却損	-	1,429
減損損失	-	2,985
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	16,609
店舗閉鎖損失	21,172	2,569
特別損失合計	21,172	23,594
税金等調整前四半期純利益	100,037	134,439
法人税、住民税及び事業税	42,478	17,588
法人税等調整額	379	35,247
法人税等合計	42,857	52,835
少数株主損益調整前四半期純利益	57,179	81,603
少数株主利益	12,260	-
四半期純利益	44,919	81,603

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	57,179	81,603
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	36	13
為替換算調整勘定	12,417	29,992
その他の包括利益合計	12,454	29,979
四半期包括利益	44,725	51,624
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	32,465	51,624
少数株主に係る四半期包括利益	12,260	-



【追加情報】

(ストックオプション(新株予約権)の発行)

当社は、平成25年5月30日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び使用人に対し新株予約権を発行することを決議し、平成25年6月14日に、当該取締役会決議時に未定となっていた事項を含め、下記のとおり内容を確定し発行しております。

(第8回新株予約権)

新株予約権の総数	818個						
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 818株						
払込金額	本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。						
行使価額	156,535円						
資本組入額	会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。						
割当日	平成25年6月14日						
行使期間	平成27年6月14日から平成35年5月29日までとする。						
行使条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に定める関係会社を意味する、以下同じ。)の取締役、監査役、使用人または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</li> <li>) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</li> <li>) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</li> <li>) 各本新株予約権の一部行使はできない。</li> <li>) 本新株予約権の行使によって付与される株式数は整数でなければならない。1株未満の端数は切り捨てるものとする。</li> <li>) 新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>禁錮以上の刑に処せられた場合</li> <li>当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合</li> <li>当社の業務命令による場合または当社の書面による承諾を事前に得ず、当社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合</li> <li>当社または当社との関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でない</li> </ul> </li> </ul> <p>と取締役会が認めた場合</p> <p>当社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合</p>						
新株予約権の割当てを受ける者及び数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;">当社取締役</td> <td style="width: 50px;">8名</td> <td style="width: 50px;">257個</td> </tr> <tr> <td>当社使用人</td> <td>32名</td> <td>561個</td> </tr> </table>	当社取締役	8名	257個	当社使用人	32名	561個
当社取締役	8名	257個					
当社使用人	32名	561個					

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日)
減価償却費	59,788千円	61,573千円
のれんの償却額	- 千円	10,706千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額 (注)3
	XEX グループ	カジュアル レストラン グループ	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,357,025	1,989,804	3,346,829	2,719	3,349,549		3,349,549
セグメント間の内部売 上高又は振替高	21,975	1,968	23,944	-	23,944	23,944	-
計	1,379,001	1,991,772	3,370,774	2,719	3,373,493	23,944	3,349,549
セグメント利益 又は損失( )	140,891	123,565	264,456	1,797	262,659	115,101	147,557

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティング事業、不動産賃貸事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 115,101千円には、セグメント間取引消去額1,659千円、各セグメントに配分していない全社費用 116,760千円を含んでおります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「カジュアルレストラングループ」に属する当社の連結子会社であります(株)SALVATORE CUOMO JAPANの株式を追加取得いたしました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、319,288千円であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額 (注)3
	XEX グループ	カジュアル レストラン グループ	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,329,228	2,091,126	3,420,354	1,570	3,421,924	-	3,421,924
セグメント間の内部売上高又は振替高	464	8,623	9,087	-	9,087	9,087	-
計	1,329,692	2,099,749	3,429,441	1,570	3,431,011	9,087	3,421,924
セグメント利益 又は損失( )	72,379	296,109	368,488	1,748	366,740	242,676	124,063

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 242,676千円には、セグメント間取引消去額257千円、各セグメントに配分していない全社費用 242,933千円を含んでおります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1,718円35銭	3,066円77銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	44,919	81,603
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	44,919	81,603
普通株式の期中平均株式数(株)	26,141	26,609
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	<提出会社> 平成25年4月17日取締役会決議 第7回新株予約権1,827個

(注) 前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月12日

株式会社ワイズテーブルコーポレーション  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神尾忠彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡辺力夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワイズテーブルコーポレーションの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ワイズテーブルコーポレーション及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。